

平成24年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

平成18年4月に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）」に基づく、平成24年度の府内市町村の対応状況等は、別紙のとおりでした。以下、その概況を報告します。

概況

1 養介護施設従事者等^{※1}による虐待

○ 虐待判断件数 (件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
虐待判断件数	4	3	7	7	6	12	7

- 種別・類型は「身体的虐待」が8人、「心理的虐待」が3人、「性的虐待」が1人でした(重複あり)。
- 養介護施設等の種別は「認知症対応型共同生活介護」において5件、「有料老人ホーム」において2件でした。

2 養護者^{※2}による虐待

○ 虐待判断件数 (件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
虐待判断件数	910	949	1,093	1,036	1,233	1,284	1,409

- 相談・通報者は「介護支援専門員」が35.1%と最も多く、次いで「警察」からの通報が17.5%ありました。
- 「身体的虐待」が64.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」、「経済的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」の順でした(重複あり)。
- 被虐待高齢者の性別では「女性」が78.4%で、年齢階級別では「75-79歳」が24.6%でした。
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は「息子」が39.4%と最も多く、次いで「夫」が23.3%、「娘」16.5%の順でした。また、80.1%の被虐待高齢者が虐待者と同居でした。

平成24年度
高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に基づく対応状況等に関する調査結果

目次

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	3
(2) 相談・通報者の内訳	3
(3) 事実確認の状況	3
(4) 大阪府への報告	4
1-2 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	4
(2) 虐待の内容	4
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の内容	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	13

参考・用語の解説

※1 養介護施設従事者等

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいいます。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設や有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

※2 養護者

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表1)

府内市町村で受け付けた養介護従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は 84 件で、前年度と比較して 24 件(40.0%)増加した。

表1 相談・通報件数

	平成 24 年度	平成 23 年度	増減(%)
件数	84	60	24 (40.0%増)

(2) 相談・通報者の内訳 (表2)

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計 101 人に対して、「当該施設職員」が 27.7%と最も多く、次いで「家族・親族」が 17.8%であり、「当該施設元職員」が 16.8%であった。なお、「本人による届出」は 3.0%であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当事項に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 84 件と一致しない。

表2 相談・通報者の内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	(医師含む)医療機関従事者	介護支援専門員(ケアマネジャー)	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	3	18	28	17	0	1	3	2	2	18	9	101
構成割合(%)	3.0	17.8	27.7	16.8	0.0	1.0	3.0	2.0	2.0	17.8	8.9	100.0

(3) 事実確認の状況 (表3)

平成 24 年度において「事実確認を行った事例」は 68 件、「事実確認を行わなかった事例」は 19 件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が 7 件、虐待の「事実が認められなかった事例」が 37 件、虐待の「判断に至らなかった事例」が 24 件であった。

一方、事実確認を行わなかった 19 件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 2 件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が 10 件、「大阪府へ調査を依頼」が 0 件、「その他」が 7 件であった。

※相談・通報に関する事実確認の状況には、平成 23 年度に相談・通報があったもののうち、平成 24 年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成 24 年度の相談・通報件数 84 件と一致しない。

表3 事実確認の状況

	事実確認調査を行った事例				事実確認調査を行っていない事例				
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中の事例	都道府県へ調査を依頼	その他
件数	68	7	37	24	19	2	10	0	7
構成割(%)	78.2	(8.0)	(42.5)	(27.6)	21.8	(2.3)	(11.5)	(0.0)	(8.0)

(4)大阪府への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待防止法第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例68件のうち、虐待と判断された7件の事例について市町村から大阪府に報告があった。

また、市町村から「大阪府と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例1件について、事実確認調査をした結果、虐待の判断には至らなかった。

1-2 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた7件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1)施設・事業所の種別 (表4)

「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が5件と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が2件であった。

表4 施設・事業所の種別

	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム
件数	5	2

(2)虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く6件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、6件の事例に対し被虐待高齢者の総数は10人であった。

ア. 虐待の種別 (表5)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が80.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が30.0%であった。

※1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数と一致しない。

表5 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	8	0	3	1	0
構成割合(%)	80.0	0.0	30.0	10.0	0.0

(注) 構成割合は、被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く6件における被虐待者10人に対するもの。

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無 (表6)

「身体拘束あり」、「身体拘束なし」共に、50.0%であった。

表6 身体的虐待に該当する身体拘束の有無

	身体拘束あり	身体拘束なし	合計
人数	5	5	10
構成割合(%)	50.0	50.0	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く6件における被虐待者10人を集計。

ウ. 虐待の程度の深刻度 (表7)

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が70.0%であり、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」はなかった。

表7 虐待の程度の深刻度

深刻度 (5段階)	1 生命・身体・ 生活への影 響や本人意 思の無視等	2	3 生命・身体・ 生活に著し い影響	4	5 生命・身体・ 生活に関す る重大な危 険	合計
人数	7	2	1	0	0	10
構成割合(%)	70.0	20.0	10.0	0.00	0.00	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く6件における被虐待者10人を集計。

エ. 被虐待高齢者の死亡の有無

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(3)被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度について、被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く6件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、6件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は10人であった。

ア. 性別 (表8)

「男性」が20.0%、「女性」が80.0%と、全体の8割が「女性」であった。

表8 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	2	8	0	10
構成割合(%)	20.0	80.0	0.0	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く6件における被虐待者10人を集計。

イ. 被虐待高齢者の年齢（表9）

「90～94歳」が40.0%と最も多く、次いで、「75～79歳」と「85～89歳」が各20.0%であった。

表9 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満障がい者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	その他・不明	合計
人数	0	0	1	2	1	2	4	0	0	0	10
構成割合(%)	0.0	0.0	10.0	20.0	10.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く6件における被虐待者10人を集計。

「65歳未満障がい者」は、平成24年10月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、高齢者虐待防止法の対象となったもの。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表10、表11）

「要介護3」、「要介護4」が各40.0%と最も多く、次いで「要介護2」、「要介護5」が10.0%であった。

また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は100.0%であった。

表10 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	0	0.0
要介護2	1	10.0
要介護3	4	40.0
要介護4	4	40.0
要介護5	1	10.0
不明	0	0.0
合計	10	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった1件をのぞく6件の事例を集計。

表11 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立または認知症なし	0	0.0
自立度Ⅰ	0	0.0
自立度Ⅱ	4	40.0
自立度Ⅲ	5	50.0
自立度Ⅳ	1	10.0
自立度Ⅴ	0	0.0
認知症あるが自立度は不明	0	0.0
自立度Ⅱ以上(再掲)	(10)	(100.0)
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	10	100.0

(注) 「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(4)虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等(以下、「虐待者」という。)の年齢、職種及び性別について、7件を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、7件の事例に対し虐待者の総数は11人であった。

ア. 年齢（表12）

年齢が確認できた中では、「30歳未満」が18.2%と最も多かった。

表12 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	2	0	0	1	1	7	11
構成割合(%)	18.2	0.0	0.0	9.1	9.1	63.6	100.0

イ. 職種 (表13)

「介護職員」が 81.8%、「管理者」が 18.2%であった。

表13 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	9	0	2	0	0	0	0	11
構成割合(%)	81.8	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

ウ. 性別 (表14)

「女性」が 45.5%、「男性」が 18.2%であった。

表14 虐待を行った養介護施設従事者等の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	2	5	4	11
構成割合(%)	18.2	45.5	36.4	100.0

(5)虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表15)

市町村が虐待の事実が認められた事例 7 件について行った対応は次の通りである。

市町村による指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が 6 件、「改善計画提出依頼」が 6 件、「従事者等への注意・指導」が 4 件であった。なお、市町村が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使を行ったものはなかった。

表15 市町村による指導等(複数回答)

市町村による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	6 件
	改善計画提出依頼	6 件
	従事者等への注意・指導	4 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1)相談・通報対応件数 (表16)

府内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は 2,140 件で、前年度と比較して 115 件(5.7%)の増加となっている。

表16 相談・通報件数

	平成 24 年度	平成 23 年度	増減(%)
件数	2,140	2,025	115 (5.7%増)

(2)相談・通報者 (表17)

「介護支援専門員」が 35.1%と最も多く、次いで「警察」が 17.5%、「被虐待者本人」が 11.0%であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当事項に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 2,140 件と一致しない。

表17 相談・通報者(複数回答)

	(ケアマネジャー) 介護支援専門員	職員 介護保険事業所	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	行政職員 当該市町村	警察	その他	(匿名を含む) 不明	合計
人数	783	73	85	98	54	245	215	33	150	390	91	14	2,231
構成割合(%)	35.1	3.3	3.8	4.4	2.4	11.0	9.6	1.5	6.7	17.5	4.1	0.6	100.0

(3)事実確認の状況 (表18)

「事実確認調査を行った」が 98.8%、「事実確認調査を行っていない」が 1.2%であった。事実確認調査を行った事例のうち、高齢者虐待防止法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 1.2%であり、「訪問調査を行った事例」が 68.3%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 29.3%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した」が 0.7%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中」が 0.6%であった。

※事実確認の実施状況には、平成 23 年度に相談・通報があったもののうち、平成 24 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 24 年度の相談・通報件数 2,140 件と一致しない。

表18 事実確認の実施状況

		件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例		2,150	98.8
	立入調査以外の方法により調査を行った事例	2,124	(97.6)
	訪問調査を行った事例	1,486	[68.3]
	関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	638	[29.3]
	立入調査により調査を行った事例	26	(1.2)
	警察が同行した事例	15	[0.7]
	警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
	市町村が単独で実施した事例	11	[0.5]
事実確認調査を行っていない事例		27	1.2
	相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	15	(0.7)
	相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	12	(0.6)
合計		2,177	100.0

(4)事実確認調査の結果（表19）

事実確認が行われた結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は 1,409 件であった。前年度は 1,284 件であり、125 件(9.7%)増加した。

表19 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,409	65.5
虐待ではないと判断した事例	488	22.7
虐待の判断に至らなかった事例	253	11.8
合計	2,150	100.0

以下、虐待判断事例件数 1,409 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 1,409 件に対し、被虐待高齢者の総数は 1,435 人であった。

(5)虐待の内容

ア. 虐待の種別（表20）

「身体的虐待」が 64.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 37.1%、「経済的虐待」が 21.0%、「介護・世話の放棄・放任」が 19.4%の順であった。

※1人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 1,435 人と一致しない。

表20 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	925	279	533	13	301	2,051
構成割合(%)	64.5	19.4	37.1	0.9	21.0	-

(注) 構成割合は、被虐待高齢者の総数 1,435 人に対するもの。

イ. 虐待の程度の深刻度（表21）

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 37.6%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 30.4%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 15.9%であった。

表21 虐待の程度の深刻度

深刻度 (5段階)	1 生命・身体・ 生活への影 響や本人意 思の無視等	2	3 生命・身体・ 生活に著し い影響	4	5 生命・身体・ 生活に関す る重大な危 険	合計
人数	436	158	540	73	228	1,435
構成割合(%)	30.4	11.0	37.6	5.1	15.9	100.0

(注) 構成割合は、被虐待高齢者の総数に対するもの。

(6)被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢 (表22、表23)

性別では、「女性」が全体の 78.4%を占め、年齢階級別では「75～79 歳」が最も多く、全体の 24.6%でした。

表22 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	310	1,125	1,435
構成割合(%)	21.6	78.4	100

表23 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90歳以 上	合計
人数	172	294	353	305	190	121	1,435
構成割合(%)	12.0	20.5	24.6	21.3	13.2	8.4	100.0

イ. 要介護認定者数 (表24)

被虐待高齢者 1,435 人のうち、介護保険の要介護認定を行い「認定済み」が 65.4%、「申請中」が 4.7%であった。

表24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	399	27.8
申請中	67	4.7
認定済み	938	65.4
認定非該当(自立)	30	2.1
不明	1	0.1
合計	1,435	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表25、表26)

要介護認定者 938 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 21.0%と最も多く、次いで「要介護 1」が 19.8%、「要介護 3」が 17.5%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 64.3%であり、被虐待高齢者全体の 42.0%を占めた。

表25 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	%
要支援 1	71	7.6
要支援 2	91	9.7
要介護 1	186	19.8
要介護 2	197	21.0
要介護 3	164	17.5
要介護 4	127	13.5
要介護 5	101	10.8
不明	1	0.1
合計	938	100.0

表26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	%
自立又は認知症なし	186	19.8
自立度Ⅰ	139	14.8
自立度Ⅱ	294	31.3
自立度Ⅲ	196	20.9
自立度Ⅳ	77	8.2
自立度Ⅴ	14	1.5
認知症はあるが自立度不明	22	2.3
自立度Ⅱ以上(再掲)	(603)	(64.3)
認知症の有無が不明	10	1.1
合計	938	100.0

(注) 「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況（表27）

「虐待者とのみ同居」が 54.3%、「虐待者及び他家族と同居」が 25.8%と、合計 80.1%が虐待者
と同居であった。

表27 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	779	370	270	10	6	1,435
構成割合(%)	54.3	25.8	18.8	0.7	0.4	100.0

オ. 家族形態（表28）

「未婚の子と同居」が 27.9%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」26.0%、「単身世帯」が 12.3%で
あった。

表28 家族形態

	単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	177	373	401	115	125	95	149	1,435
構成割合(%)	12.3	26.0	27.9	8.0	8.7	6.6	10.4	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

カ. 虐待者との関係（表29）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 39.4%と最も多く、次いで「夫」が 23.3%、「娘」
が 16.5%の順でした。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件
数 1,409 件に対し虐待者人数は 1,509 人であった。

表29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	351	68	595	249	50	23	25	57	89	2	1,509
構成割合(%)	23.3	4.5	39.4	16.5	3.3	1.5	1.7	3.8	5.9	0.1	100.0

キ. 虐待者の年齢（表30）

虐待者の年齢階級は、「70 歳以上」が 22.9%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 16.9%、「50～59
歳」が 14.8%であった。

表30 虐待者の年齢

	40 歳未満	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	不明	合計
人数	122	255	224	166	346	396	1,509
構成割合(%)	8.1	16.9	14.8	11.0	22.9	26.2	100.0

(7)虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表31)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例」が 35.7%であり、また、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 47.7%であった。

※虐待への対応には、平成 23 年度の虐待判断事例のうち、平成 24 年度に入って対応を行ったものを含むため合計人数は平成 24 年度の虐待判断事例における被虐待者 1,435 人と一致しない。

表31 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合 (%)
被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例	605	35.7
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	807	47.7
現在対応について検討・調整中の事例	14	0.8
その他	267	15.8
合計	1,693	100.0

イ. 分離を行った事例の対応 (表32)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 30.1%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 19.7%、「やむを得ない事由等による措置」と「緊急一時保護」が各 17.4%であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 105 人のうち、63.8%に当たる 67 人において面会を制限する措置が行われていた。

表32 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	182	30.1
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	105	17.4
うち面会制限を行った事例	(67)	(63.8)
緊急一時保護	105	17.4
医療機関への一時入院	119	19.7
その他	94	15.5
合計	605	100

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表33)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 47.5%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 22.6%、「被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用」が 19.0%の順であった。

表33 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	人数	%
経過観察(見守り)	142	17.6
養護者に対する助言・指導	383	47.5
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	54	6.7
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	153	19.0
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	182	22.6
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	37	4.6
その他	121	15.0
合計	1,072	-

(注) 構成割合は、分離していない事例における被虐待者 807 人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 53 人、「利用手続き中」が 64 人であり、これらを合わせた 117 人のうち、市町村長申立の事例は、74 人(63.2%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 26 人であった。

(8)虐待等による死亡事例

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。